

小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会設置要綱

令和 4 年 6 月 2 1 日
4 小地第 5 2 5 号

(設置)

第 1 条 地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の構築を包括的かつ効果的に推進することを目的とした小牧市地域包括ケア推進計画を策定するため、小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小牧市地域包括ケア推進計画の策定に関すること。
- (2) 小牧市地域福祉計画、小牧市地域福祉活動計画及び小牧市高齢者保健福祉計画の実施状況の調査及び評価に関すること。
- (3) その他小牧市地域包括ケア推進計画に関し対応を要すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 1 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 公募により選ばれた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、会長が認める場合は、書面による審議をもって会議の開催に代えることができる。
- 3 委員会は、会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前2項の規定は、第2項ただし書の規定による書面による審議について準用する。この場合において、第3項中「出席を求め、説明又は意見を聞く」とあるのは、「説明又は意見に関する書面」と読み替えるものとし、第4項中「出席した委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第2条に掲げる所掌事項のうち、専門的事項について協議し、委員会に報告するものとする。
- 3 専門部会は、第3条第2項に規定する委員のうちから、会長が指名する者をもって構成する。
- 4 専門部会に座長を置く。
- 5 専門部会は、必要に応じて委員等以外の者に出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課及び介護保険課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条の規定による委員の任期の満了をもって、その効力を失う。